明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産四五）　一
〔告　示〕
○保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件（金融庁七九）　二
○原戸籍の一部が滅失した件（法務三四三）　三
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（同三四四）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一三〇九～一三一六）　五
○保安林の指定を解除する件（同一三一七、一三一八）　五
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（同一三一九）　五
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通七三六～七三八）　五
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（同七三九～七四一）　六
○国土交通大臣が適性診断を認定する件（同七四二）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁一四一～一四五）　七
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（同一四六）　七
○道路に関する件（四国地方整備局六三）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣　法務省　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十三年海事代理士試験の施行（国土交通省）　一〇
公聴会
国指定ユルリ・モユルリ鳥獣保護区及び同モユルリ特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（環境省）　一二
国指定小佐渡東部鳥獣保護区小佐渡東部特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　一二
国指定浅間鳥獣保護区浅間特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について（同）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
公認会計士懲戒処分、監査法人処分、財団、有権者申出方、宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による監督処分関係　二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三〇
特殊法人等
防衛省共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他

省　令

○農林水産省令第四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第二十四号を第二十六号とし、第二十一号から第二十三号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二十号ただし書中「一〇〇分の五」を「百分の五」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第十九号を同項第二十一号とし、同項第十八号中「第二十一号」を「第二十三号」に改め、同号ただし書中「一〇〇分の十」を「百分の十」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十二号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十一号ただし書中「一〇〇分の十五」を「百分の十五」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「地中海の海域を含む。次号から第十五号まで及び第二十号において同じ。」を削り、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　大西洋の海域における遠洋かつお・まぐろ漁業によるよごれの採捕は、禁止する。

別表第二遠洋かつお・まぐろ漁業の項第九号の次に次の一号を加える。

十　大西洋の海域（地中海の海域を含む。次号から第十七号まで及び第二十二号において同じ。）における遠洋かつお・まぐろ漁業によるしゅもくざめ科（うちわしゅもくざめを除く。）の採捕は、禁止する。

附　則

この省令は、平成二十三年八月一日から施行する。